

令和5年度

申込先着順での貸付け（郵送型）

明石市公有地貸付

応募要領

対象物件（市内1物件）

明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前762番1、763番4 1,108㎡（2筆合計）

受付期間

- ・ 郵送のみの受付となります。
- ・ 申込先着順で貸付するため、お申込みのタイミングによっては、すでに受付を終了している場合があります。また、予告なく受付を終了する場合があります。
- ・ 同日にあった申込は同着とみなし、抽選により契約予定者を決定します。

申込書受付期間

令和6年3月11日（月）～令和6年3月19日（火）

お申し込みの前には必ずこの応募要領をお読みください。

明石市総務局財務室管財担当

目次

- ◇申込先着順での公有地貸付けの流れ P2

- ◇申込先着順での公有地貸付け実施要領 P3～12
 - 1 概要 P3
 - 2 対象物件 P3
 - 3 申込要件 P3～5
 - 4 契約上の特約 P5～6
 - 5 物件の引き渡し事前確認 P6～7
 - 6 申込・受付 P7～10
 - 7 見積書について P10
 - 8 契約の締結 P11
 - 9 貸付料・契約保証金の納付 P11
 - 10 契約保証金、貸付料以外に落札者の負担となる費用 P11
 - 11 問い合わせ先 P12

- ◇貸付に関するQ&A P13

- ◇物件調書 P14～19
 - 物件調書（明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前762番1、763番4） P14～19

- ◇土地賃貸借契約書（案） P20～27

- ◇暴力団等排除に関する特約、誓約書、役員一覧 P28～31

- 申込様式**
 - ◇申込先着順公有地貸付申込書兼誓約書
 - ◇申込要件誓約書（法人用）
 - ◇申込要件誓約書（個人用）
 - ◇見積書

◇申込先着順での公有地貸付けの流れ

申込・受付 7^ハ-ジ ~10^ハ-ジ 参照

令和6年3月11日（月）から令和6年3月19日（火）まで
申込先着順公有地貸付申込書一式とともに見積書を提出してください。上記受付期間中に到達したもののみを有効な申込みとみなします。申込は郵送のみとします。ただし同日にあった申込は同着とみなし、最高価格の見積額を提示した方をもって契約予定者と決定します。また、同額の場合は、抽選により契約予定者を決定します。



提出書類審査

提出していただいた書類に基づき、借受希望者の審査を行います。審査結果については、文書等で通知します。



結果の公表

契約予定者の有無及び契約予定金額について公表します。公表には決定後1週間程度の期間がかかることがあります。公表の方法は、財務室管財担当での閲覧及び明石市のホームページへの掲載により行います。



契約の締結 11^ハ-ジ 参照

※契約締結には財産区管理会の同意が必要条件です。

契約予定者決定通知後7日以内に、財産区管理会の同意を得た上で契約を締結します。



貸付料納付 11^ハ-ジ 参照

契約日に契約保証金を納付していただき、令和6年度分の貸付料を納入期限までに全額納付していただきます。

◇申込先着順での公有地貸付け実施要領

1 概要

最低貸付価格（年額；12か月分）以上で、先着で申込まれた方に財産区有土地を令和11年3月31日までお貸しします。

希望される方は、この要領をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、お申し込みください。

2 対象物件

以下の物件を、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、財産区有地貸付契約により貸付けます。

※上記期間には、駐車場を開設するために必要な整備工事に要する期間及び原状回復期間を含みます。

所在地	貸付面積	所有者	最低貸付価格 (年間貸付料) (12か月分)	物件調書
明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前 762番1、763番4	1,108 m ²	金ヶ崎村財産区	¥700,000	P14～P19

※ 財産区とは、特定の財産に係る維持管理及び処分のみを有する、地方自治法に定められた特別地方公共団体です。財産区有土地の貸付にあたっては、明石市を事務局として、財産区と契約締結をしていただくこととなります。なお、契約締結にあたっては財産区管理会の同意が必要条件です。

※当該物件には、消費税は課税されません。

注意事項

- ・各物件の貸付条件等については、必ずこの要領をご確認ください。
- ・各物件はこの要領に記載した用途以外では使用することは出来ません。
- ・用途に係る設備以外の工作物の築造は認めません。
- ・各物件の貸付けは、建物所有を目的としない民法（明治29年法律第89号）第601条によるものであり、借地借家法の適用はありません。
- ・最低貸付金額に達しない金額をもって見積したときは、その見積は無効となります。
- ・申込に際しては、本実施要領をよくお読みいただき、また、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで、お申し込みください。
- ・駐車場法など関係する法令、条例等を遵守し、必要な届出等手続きを借受人が行ってください。

3 申込要件

この物件の貸付を希望される方は、関係法令及びこの要領の記載内容を遵守し、必ず現地確認のうえ、土地の現況・周辺環境をよく確認されたうえで、お申し込みください。**※法人・個人のいずれも申込が可能です。**

ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みすることができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当する者

<参考：明石市契約規則（抄本）>

第3条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当することを認定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項の規定に基づき、その者をその時から3年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき（落札者が契約を締結しないときその他の別に定める軽易なときを除く。）。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 次に掲げる税を滞納している者

ア 国税（法人税又は申告所得税並に消費税及び地方消費税をいう。）

イ 明石市税（明石市内に住所を有する個人又は明石市内に本店を有する法人が申込みをする場合に限る。）

*ただし、①地方税法(昭和25年法律第226号)第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、②国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条に基づき納税の猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。**「イ明石市税」においては、納付期限延長のため納付期限が到来していない場合、滞納していないものとみなす。

- (4) 法人の場合は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者。明石市が所管する公有財産に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成27年3月31日）第2条第1項第3号に規定する暴力団等

※ 暴力団関係事業者の排除について

明石市では、明石市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、明石警察署との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の売払い・貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、明石市から明石警察署に照会します。

<参考：明石市が所管する公有財産に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（抄本）>
（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、明石市公有財産規則（昭和50年規則第15号。以下「規則」という。）第4章第2節及び第3節の規定に基づく市の公有財産の貸付け等に係る事務について、暴力団を利することとならないために講ずべき措置を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 別表に掲げる者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者をいう。
ア 法人にあっては、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）その他法人がその業務に関し監督する責任を有する者として使用し、又は代理人として選任している者（支店又はこれに準ずる事業所の代表者を含む。）
イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
ウ 個人にあっては、当該個人
- (6) 行政財産の貸付け等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第1項から第4項までの規定に基づく市の行政財産の貸付け及び私権の設定をいう。
- (7) 行政財産の目的外使用 法第238条の4第7項及び規則第4章第2節の規定に基づく市の行政財産の目的外使用をいう。
- (8) 普通財産の貸付け等 法第238条の5及び規則第4章第3節の規定に基づく市の普通財産の貸付け及び私権の設定をいう。

（行政財産の貸付け等からの排除）

第3条 市長は、行政財産の貸付け等の申し出者が暴力団等に該当する場合には、当該貸付け等の申し出者を貸付け等の相手方としないものとする。

別表（第2条関係）

暴力団員
暴力団員が役員として、又は実質的に経営に関与している事業者
暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

4 契約上の特約

以下のとおり契約上の特約を付します。借受者は、これらの定めを了承のうえ財産区有地貸付契約を締結していただくことになります。なお、本貸付けは、建物所有を目的としない民法第601条によるものであり、借地借家法の適用はありません。

(1) 用途の指定

平面駐車場（時間貸駐車場・月極駐車場を含む）としての利用に限ります。

24時間入出庫可能な時間貸駐車場又は月極駐車場として使用する場合は、24時間入出庫可能な時間貸駐車場又は月極駐車場を運営する事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、運営実績のある法人

に限ります。また、平面駐車場の一部にカーシェアリング用の車両を設置し、サービスを提供することは差し支えありません。

※ 本物件については、「申込先着順公有地貸付申込書兼誓約書」に記載された使用目的・用途で使用していただきます(複数の使用目的がある場合は、すべて記載してください。)。明石市の承認を得ずに使用目的・用途を変更することはできません。また、当該物件を申込書に記載された使用目的・用途以外の用に供した場合は、違約金を徴収し、契約を解除する場合があります。

(2) 用途の制限

- ① 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- ④ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- ⑤ その他明石市が公序良俗に反すると認める用途に使用することはできません。
- ⑥ 第三者をして上記①から⑤の用途に使用させることはできません。

(3) 権利譲渡等の禁止

賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。また、本物件を第三者に使用させることもできません。ただし、明石市が認める用途に供する場合はこの限りではありません。

(4) 調査協力義務

使用状況を把握するため、明石市は随時に本物件を実地調査し、又は借受人（落札者）に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人（落札者）にはこれに協力していただかなければなりません。

5 物件の引き渡し事前確認

見積のお申込みにあたっては、次の点にご注意ください。

- (1) 物件は原則、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）及び樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままでお貸しします。
- (2) 電気・上下水道・ガス等の引き込み、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、その他物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則として借受人負担となります。詳細については、関係機関に

ご確認ください。

- (3) 本物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行っておりません。
- (4) 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了する場合には、借受人の費用をもって本物件の上に存する建物又は工作物その他借受人が本物件に付属させたものを撤去し、本物件を原状に回復して本市に返還しなければなりません（ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません）。
- (5) 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の特記事項欄に記載してあります（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）。
- (6) 現地説明は行いません。また、物件調書（P 14～19）の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。
- (7) 物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。借受人は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、借受決定の事実の無効を主張し、又は貸付料の減額を請求することはできません。

6 申込・受付

(1) 申込み

申込先着順貸付に申し込まれる場合は、この要領をよく読み、必ず現地を確認し、各事項をすべて承知したうえで、ご参加ください。

① 受付期間

令和6年3月11日（月）～令和6年3月19日（火）午後5時

- ・ 郵送のみの受付となります。
- ・ 上記受付期間中に到達したもののみを有効な申込とします。
- ・ 申込先着順で貸付するため、お申込みのタイミングによっては、すでに受付を終了している場合があります。また、予告なく受付を終了する場合もあります。
- ・ 同日にあった申込は同着とみなし、最高価格の見積額を提示した方をもって契約予定者と決定します。また、同額の場合は、抽選により契約予定者を決定します。

② 申込み方法

後述「④申込みに必要な書類」の一式を受付期間内に次の「③申込先」に郵送してください。郵送方法は、必ず、書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。持参、電話、FAXなどによる申込みは、認めません。必着期限を

過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により見積書等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

③ 申込先（申込書等一式送付先）

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号（市役所本庁舎5階）

明石市総務局財務室管財担当 「公有地貸付担当者」宛

④ 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類のうち市指定の様式（以下、「指定様式」といいます。）は、明石市のホームページからダウンロードしてください。

HP⇒ [明石市トップページ](#) → [電子市役所](#) → [公有財産（不動産）売却及び貸付け情報](#)
→ [2 先着順（随意契約）による売却及び貸付け](#)

HP⇒ [明石市トップページ](#) → [入札情報](#)
→ [【令和5年度申込先着順】申込先着順（随意契約）による公有地貸付け](#)

① 個人の場合

ア 申込先着順公有地貸付申込書兼誓約書（指定様式）

（指定様式） 1通

…必要事項を記載し、印鑑登録済みの印を押印してください。

イ 印鑑登録証明書 1通

ウ 申込要件誓約書（指定様式）※個人用 1通

…成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者でないことを誓約するものです。

エ 税の完納証明書（次の表の区分に応じて証明書を提出してください。）各1通

区 分	提出する証明書	証明書の取得先	部数
明石市内に住所を有する場合	納税証明書その3の2	明石税務署 *	1部
	市税完納証明書	明石市役所市民税課 あかし総合窓口（ハピオあかし） 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター 西明石サービスコーナー	1部
明石市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署 **	1部

* 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

** 給与所得者の場合は、納税証明書その3の2は発行されませんので、提出は不要です。

*** 証明書の取得方法については、事前に必ず取得先にお問い合わせください。

オ 見積書

※ イ、エの証明書はすべて令和5年12月19日以降（受付期間の最終日の3ヶ月前）に発行されたものに限ります。

⑥ 法人の場合

ア 申込先着順公有地貸付申込書兼誓約書（指定様式） 1通
…必要事項を記載し、印鑑登録済みの印（会社印ではなく代表者印）を押印してください。

イ 印鑑証明書 1通

ウ 申込要件誓約書（指定様式）※法人用 1通

エ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 1通

オ 税の完納証明書（次の表の区分に応じて証明書を提出してください。）各1通

区 分	提出する証明書	証明書の取得先	部数
明石市内に本店を有する場合	納税証明書その3の3	明石税務署	1部
	市税完納証明書	明石市役所市民税課 あかし総合窓口（パピオあかし） 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター 西明石サービスコーナー	1部
明石市外に本店を有する場合	納税証明書その3の3	管轄税務署	1部

* 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

** 証明書の取得方法については、事前に必ず取得先にお問い合わせください。

カ 「運営実績調書」（任意様式）

※カについては、24時間入出庫可能な時間貸駐車場として使用する場合に限ります。

キ 見積書

※ イ、エ、オの証明書はすべて令和5年12月19日以降（受付期間の最

終日の3ヶ月前)に発行されたものに限りです。

(2) 申込書類による審査

・申込書類による審査を行い、参加資格を有すると認められた場合に限り有効な見積書といたします。

(3) その他

- ・申込状況についてのご案内はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・印鑑証明書等提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

7 見積書について

見積書は上記申込書類に同封してください。郵送のみ受け付けます。

(1) 見積書受付締切

令和6年3月11日(月)～令和6年3月19日(火)午後5時(必着)

※1 この期間内に見積書等の必要書類を必ず書留又は簡易書留により明石市総務局財務室管財担当宛に郵送してください。【本市への持参不可】

※2 この期間内に見積書等の必要書類が到達しない場合、見積は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

(2) 見積書の送付

見積者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、見積書送付先(P8「6(1)③申込先」参照)まで郵送してください。

なお、郵便物を提出したその日に、FAX(078-918-5125)により明石市総務局財務室管財担当へ申込確認書(指定様式)を送付してください。

(3) 見積に関する条件

- ① 「見積書」が受付締切日までに到着していること。
- ② 見積者が同一の物件について、2以上の見積書等を提出したものでないこと。
- ③ 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。(法人の場合は氏名欄に商号又は名称並びに代表者氏名をご記入ください)
- ④ 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- ⑤ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

(4) 見積の無効

- ① 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- ② 虚偽の申請により資格を得た者のした見積
- ③ 予定価格を下回る金額を記入した見積
- ④ 見積に関する条件に違反した見積

8 契約の締結

- (1) 見積書を提出していただいた後、財産区管理会で同意を得ましたら、契約予定者へ契約に関する書類をお渡しいたします。

契約に関する書類は、「貸付決定通知書」、「土地賃貸借契約書」、「納入通知書」(契約保証金)、「借受申請書」、「暴力団排除に関する特約書」です。

- (2) 契約予定者は、明石市公有財産規則第27条に基づき、「借受申請書」「暴力団排除に関する特約」を提出した後、「土地賃貸借契約書」により、土地貸付決定通知後7日以内に契約を締結していただきます。

契約予定者が契約を締結しないとき(見積書提出後、申込資格の無い者であることが判明し、失格したときを含む。)は、提出された見積書は無効となるものとします。また、この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積書提出者の負担となりますのでご注意ください。

- (3) 財産区有地貸付契約の締結と同時に、契約保証金を明石市発行の納付書により、指定の金融機関にて納付していただきます。

- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、見積書提出者の負担とします。

(6) 貸付契約は申込者名義で行います。

- (6) 契約書(ひな形)はP20～27に掲載していますので、ご確認ください。

※契約書に用いる印鑑は、申込先着順公有地貸付申込書兼誓約書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

9 貸付料・契約保証金の納付

- (1) 明石市の設定する予定価格(最低貸付価格)以上で見積した者の金額を年間貸付料とします。

- (2) 契約保証金は、以下の計算方法により算出します。

(計算方法) 貸付期間の貸付料総額 × (1 / 10) ※1円未満切上げ

- (3) 契約保証金は、貸付土地等の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は財産区に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

- (4) 契約保証金には、利子を付けません。

- (5) 貸付料は契約書に定める期限(初年度については、契約締結日から30日以内)までに、明石市発行の納入通知書により納付していただきます。

10 契約保証金、貸付料以外に落札者の負担となる費用

- (1) 貸付契約書に貼付する印紙代及びその他契約に関する費用
- (2) 見積書提出者を義務者として課される公租公課
- (3) 本書において見積書提出者の負担とされる費用

11 問い合わせ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所

総務局財務室管財担当「申込先着順公有地貸付担当者」宛

TEL 078-918-5008 (直通) FAX 078-918-5125

◇ 貸付に関するQ&A

Q 1 資材置場として使用してもよいですか？

A 1 資材置場としては貸付いたしません。

Q 2 財産区有地とは何ですか？ 市有地とは違うのですか？

A 2 財産区有地とは、地方自治法に定められた特別地方公共団体である財産区が所有する土地で、明治22年の市制町村制施行時に、旧村名義のまま残されたものです。契約は財産区と締結することとなりますので、契約締結においては、財産区管理会の同意が必要となります。

Q 3 新たに柵等を設置することは可能ですか？

A 3 柵等の設置は、仕様、位置等について、事前に財産区及び市と協議の上設置の可否を決定いたします。ただし、周辺が農地であるため、農地への日光を遮るようなものは設置出来ません。

Q 4 複数名で借りたいので、複数人の共同名義で申し込むことは出来ますか？

A 4 複数名の共同名義での申込はできません。個人、法人にかかわらず1者で申込をしてください。

Q 5 24時間入出庫可能な時間貸駐車場の運営実績はどのように明石市に提示すればよいですか？

A 5 申込時に「先着申込順公有地貸付申込書兼誓約書」等の書類に同封して「運営実績調書」(任意様式)をご提出ください。提出いただいた調書で運営実績を確認いたします。

物件調書

※物件調書は、本物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認をおこなってください。

所在地	明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前762番1、763番4
貸付面積	【762番1】 1,041㎡ 【763番4】 67㎡ <u>合計1,108㎡</u>
現況	更地
貸付形態	土地賃貸借契約 (民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する土地賃貸借契約)
貸付期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
用途	平面駐車場(時間貸駐車場、月極駐車場を含む)に限る
最低貸付価格 (年額)	<u>¥700,000-</u> (この金額未満の入札は無効となります。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地は市街化調整区域内にあるため、原則として建築物の建築はできません(上屋や小屋であっても建築できません。)。詳しくは、明石市都市局 住宅・建築室 開発審査課(078-918-5087)までお問い合わせください。 ・貸付部分は境界標により明確化しておりますので、落札者は貸付地内の雑草の刈り取り等をおこない、適切に管理してください。 ・周囲が農地であるため、除草作業における除草剤等の使用は周辺農地に影響が無いように配慮してください。 ・車両の出入りによる砂塵等で周辺環境へ影響がないよう、配慮してください。 ・当該地をアスファルト舗装する場合、排水構造物を設置し、雨水排水は公共水路等に排水してください。 ・<u>当該地で24時間入庫可能な時間貸駐車場を運営する場合は</u>、事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有した運営実績のある法人に限るものとします。また、土地賃貸借契約書(案)「特記事項」(P26～P27)記載事項をご確認のうえ、内容を遵守してください。 ・貸付期間中、時間貸駐車場を運営する場合は、当該地に防犯カ

	<p>メラを設置してください。また、近隣地の映り込みには十分に注意した上で、映像データの個人情報保護については万全の管理を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間中、当該地における事故等で第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切に対処してください。 ・資材等、車両以外のものを存置することは出来ません。 ・新たに柵等を設置する場合は、仕様、位置等について、事前に財産区及び市と協議が必要となります。また、周辺が農地であるため、農地への日光を遮るようなものは設置出来ません。
<p>契約上の特約等</p>	<p>本応募要領P 5～6『契約上の特約』のとおり。</p>

< 位置図 >



< 画地図 1 >



< 写真 >



(西から東を撮影)



(東から西を撮影)



土地賃貸借契約書（案）

明石市金ヶ崎村財産区（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次の条項により土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

所在地	面積
明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前762番1、763番4	1,108㎡

（借地借家法の適用除外）

第2条 甲と乙は、本件契約が建物の所有を目的とするものではなく、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けないものであることを相互に確認する。

（使用目的等）

第3条 乙は、本件土地を_____（以下「駐車場」という。）としてのみ使用するものとし、その他の目的で使用してはならない。

2 乙は、本件土地上に建物を建築してはならない。

3 乙は、別紙「特記事項」記載の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間（以下「本件賃貸借期間」という。）は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約更新の禁止）

第5条 本件契約は、本件賃貸借期間の満了によって終了するものとし、それ以降の更新は行わない。

（引渡し）

第6条 甲は、本件賃貸借期間の開始日に、本件土地を現状有姿のまま乙に引き渡す。

（賃料）

第7条 賃料は、年額_____円とする。

- 2 乙は、理由の如何にかかわらず、甲に対して前項の賃料の減額を請求することはできない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる賃料を、それぞれ当該各号に定める日までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。なお、振込手数料などの賃料の支払いに要する費用は乙の負担とする。
 - (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃料
令和6年4月30日まで
 - (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの賃料
令和7年4月30日まで
 - (3) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの賃料
令和8年4月30日まで
 - (4) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの賃料
令和9年4月30日まで
 - (5) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの賃料
令和10年4月30日まで
- 4 第17条第1項又は第19条の規定により本件契約が解除された場合における賃料の取扱いは、次に掲げるところによる。
 - (1) 乙が既に賃料を支払っているとき
甲は、乙に対し、本件契約が解除された日以降の賃料を日割計算で返還する。
 - (2) 乙が賃料を支払っていないとき
乙は、甲に対し、本件契約が解除された日までの賃料を日割計算で支払う。
- 5 前項の日割計算は、1年を365日として計算する。この場合において、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(遅延損害金)

第8条 乙は、前条第3項各号に規定する日までに賃料を支払わなかったときは、当該賃料に対する当該日の翌日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金額を遅延損害金として、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

- 2 前条第5項の規定は、前項の遅延損害金の日割計算について準用する。

(契約保証金)

第9条 乙は、本件契約締結と同時に、契約保証金として金_____円を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第15条に規定する損害賠償額の予定、第16条に

規定する違約金及び第20条第2項に規定する賃料相当損害金の全部又はその一部と解釈しない。

- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 4 甲は、本件賃貸借期間が満了した場合、又は第17条第1項若しくは第19条の規定により本件契約を解除した場合において、乙が第20条に規定する原状回復義務を含む本件契約に掲げるすべての義務を履行してもなお甲に損害がないときは、乙の請求により第1項に規定する契約保証金を乙に返還する。
- 5 前項の規定にかかわらず、未払いの賃料、損害賠償その他乙が甲に対して負う債務が残存する場合は、甲は、第1項の契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を乙に返還する。
- 6 第17条第2項の規定により本件契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は、すべて甲に帰属する。

(契約不適合の場合の取扱い)

第10条 乙は、本件契約締結後、本件土地について種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないことを発見したとしても、目的物の修補又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、既払いの賃料の返還、賃料の減額の請求、損害賠償の請求及び本件契約の解除をすることができない。

(権利譲渡等の禁止)

- 第11条 乙は、本件土地の賃借権を第三者に譲り渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、本件土地の賃借権を担保に供してはならない。
 - 3 乙は、本件土地の賃貸借の登記を請求してはならない。

(善管注意義務等)

- 第12条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件土地を使用しなければならない。
- 2 乙は、駐車場の美観維持及び紛争防止に努めるとともに、本件土地に関して生じた利用者及び近隣住民等からの要望及び苦情等のすべてについて自らの責任において処理するものとする。
 - 3 乙は、本件土地が天災その他の事由により滅失又は損壊し、これによって第三者に損害を加えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(調査協力義務等)

第13条 甲は、駐車場について、随時その使用状況を実地に調査することができる。

- 2 甲は、乙に対して駐車場の使用状況等について質問をし、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 乙は、第1項に規定する調査並びに前項に規定する質問及び資料の提出要求に対して速やかに応じなければならない。

(費用の負担)

第14条 乙は、次の各号に掲げる費用をすべて負担するものとする。

- (1) 本件土地を駐車場として使用するために必要な舗装工事に要する費用
 - (2) 本件土地上にある既存工作物の修繕、移設、改修及び当該土地の形状変更等に要する費用
 - (3) 駐車場用機器、フェンス、場内照明及び看板等の設置及び使用に要する費用（電気料金を含む）
 - (4) その他駐車場の使用に関して要する一切の費用
- 2 乙は、本件土地について必要費又は有益費を支出したとしても、甲に対してその償還を請求することはできない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本件契約に掲げる義務を履行しないことにより甲に対して損害を加えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

- 第16条 乙は、本件賃貸借期間中に第3条又は第11条に規定に違反したときは、第7条第1項に規定する賃料の10分の1に相当する額の金銭を違約金として甲に対して支払わなければならない。この場合において、10円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 前項の違約金は、前条に規定する損害賠償額の予定及び第20条第2項に規定する賃料相当損害金の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において本件土地を公用又は公共用に供する必要が生じた場合には、本件賃貸借期間中であっても、本件契約の解除をすることができる。
- 2 甲は、次に掲げる場合には、本件賃貸借期間中であっても、催告その他何らの手続きをすることなく、本件契約の解除をすることができる。
- (1) 乙が第3条に規定する使用目的に違反して本件土地を使用したとき。
 - (2) 乙が本件賃貸借期間の初日から3箇月以上経過しても本件土地を駐車場として使用しないとき。
 - (3) 乙が第7条第3項各号に規定する日から3箇月以上経過しても賃料を支払わないとき。

- (4) 乙が第11条から第13条までの規定に違反したとき。
- (5) 乙が銀行取引の停止又は差押えを受けたとき。
- (6) 乙が破産手続開始の申立て又は再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てをしたとき。
- (7) 乙が解散したとき、もしくは乙が個人の場合は死亡したとき。
- (8) 乙又は乙の役員等が別紙「暴力団排除に関する特約」第7項第1号から第5号のいずれかに該当したとき。
- (9) その他甲と乙の間の信頼関係が損なわれたとき。

(中途解約の禁止)

第18条 乙は、本件賃貸借期間中、第19条の不可抗力による契約解除である場合を除き、理由の如何にかかわらず、本件契約を解除することはできない。

(不可抗力)

第19条 天災地変、都市再開発、道路規制の変更、法令の制定若しくは改廃その他の不可抗力又は周辺環境の著しい変化により、駐車場の経営又は本件契約の履行が不可能若しくは著しく困難になったときは、甲及び乙は、協議のうえ、本件契約の解除をすることができる。この場合において、甲及び乙は、次条第3項に規定する賃料相当損害金を除き、相互に損害賠償義務を負わない。

(原状回復)

第20条 乙は、本件賃貸借期間が満了したとき、又は第17条若しくは前条の規定により本件契約を解除されたときは、自己の負担で、直ちに本件土地を原状又は甲から承諾を得た状態に回復し、甲の検査を受けたうえで、次の各号に掲げる期日までに、甲に対して当該土地を返還しなければならない。

- (1) 本件賃貸借期間が満了したとき 当該期間の満了日
- (2) 本件契約を解除されたとき 甲が指定する日

2 乙は、第1項各号に掲げる期日までに甲に対して本件土地を返還できない場合には、当該期日の翌日から当該土地を返還した日までの日数に応じ、第7条第1項に規定する賃料を日割計算した額の3倍に相当する額の金銭を、賃料相当損害金として甲に対して支払わなければならない。

3 第1項の規定により本件土地を返還する場合において、乙が当該土地を原状に回復して返還しないときは、甲は、乙に代わって当該土地を原状に回復することができる。

4 甲は、前項の規定により本件土地を原状に回復した場合は、乙に対して原状回復に要した費用を求償することができる。

5 第7条第5項の規定は、第2項の賃料相当損害金の日割計算について準用

する。

(法令等の遵守)

第21条 甲及び乙は、本件契約に定めるもののほか、駐車場法（昭和32年法律第106号）、明石市公有財産規則（昭和50年5月7日規則第15号）その他の法令及び甲の条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第22条 乙は、その住所及び氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(管轄裁判所)

第23条 本件契約に関する専属管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 本件契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本件契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(特約条項)

第25条 別記特約条項のとおりとする。

本件契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市金ヶ崎村財産区管理者
明石市長 丸谷 聡子

乙

特 記 事 項

1 乙は、本物件に関し、以下の特記事項を確認し、以下の事項が契約内容に適合するものであることを容認した上で、本契約を締結した。

(1) 用途の指定

平面駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む。）に限ります。

ただし、24時間入出庫可能な平面駐車場として使用する場合、一部にカーシェアリング用の車両を設置し、サービスを提供することは差し支えありません。

(2) 使用の条件

- ① 借受人は、当該地の使用及び、当該地での使用業務を直接行うものとし、他の者に委託してはいけません。
- ② 建築物を建築することはできません。
- ③ 工作物等の設置については、当該地の使用用途に関連する付帯設備に限り、明石市財産区の許可を得て認めることとします。
- ④ 無人時間貸駐車場として管理する場合は、電話又はインターフォンを取り付け、トラブル等発生時に借受人と駐車場利用者等が直接連絡できるものとしてください。
- ⑤ 時間貸駐車場を運営する場合、運営中に設備故障等トラブルが発生した時には、すみやかに現地で対応できる体制をとってください。
- ⑥ 時間貸駐車場を運営する場合、防犯対策として、駐車場全体が確認できるよう防犯カメラを設置してください。ただし、防犯カメラで記録した映像データの個人情報保護については、万全の管理を行い、その映像データについて消去・上書き等の処分方法により漏洩防止措置を行ってください。なお、必要以上に駐車場以外が映らないように配慮してください。
また、防犯カメラが作動中であることを駐車場内に表示し、駐車場利用者に周知してください。
- ⑦ 既設のフェンスがある場合の保守管理については、借受人が行ってください。
- ⑧ 借受地部分の除草、清掃等は借受人の負担において適切に行ってください。また、これらについて周辺から苦情があった場合は、迅速に対応してください。
- ⑨ 借受人が設置した工作物等（アスファルト舗装を含む）及び前借受人から引き継いだ工作物等（アスファルト舗装を含む）については、入札物件を返還する際に借受人の負担により撤去してください。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、その限りではありません。
- ⑩ 車両の出入りに伴う砂塵等による近隣への影響がないよう、配慮をしてください。
- ⑪ 当該地をアスファルト舗装する場合、排水構造物を設置し、雨水排水は道路側溝もしくは、公共水路等に排水してください。

(3) 禁止用途

- ① 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- ④ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- ⑤ その他明石市が公序良俗に反すると認める用途に使用することはできません。
- ⑥ 第三者をして上記①から⑤の用途に使用させることはできません。

(4) 24時間入出庫可能な時間貸駐車場内での自動販売機の設置について

- ① 自動販売機の設置については、飲料用（アルコール類は除く）に限り、2台を限度に設置を認めます。
- ② 自動販売機の設置場所は、近隣施設管理者と協議して決めてください。
- ③ 自動販売機の設置、撤去、維持管理については、借受人の負担と責任において適切に行ってください。
- ④ 自動販売機には1台につき最低1個回収ボックスを設置し、適切に回収及びリサイクルを行ってください。
- ⑤ 自動販売機の故障等については、借受人の負担で迅速に対応してください。また、自動販売機には故障時等の連絡先を明記してください。

- 2 乙は特約条項第1項に記載した特記事項の全事項が契約内容に適合することを容認し、これらの事項に関し、甲に対する解除、損害賠償、修補、代金減額請求等の一切の法的措置をなし得ない。但し、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合、甲乙協議する。

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 _____ (以下「借受人等」という。)は、明石市暴力団排除条例(平成24年明石市条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり承諾する。

2 借受人等は、当該公有財産の貸付け、又は行政財産の目的外使用許可に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求を受けたときには、明石市長に報告し、又は明石警察署長(以下「警察署長」という。)に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(役員等に関する情報提供)

3 明石市長は、借受人等が暴力団等に該当しないことを確認するため、借受人等に対して、次に掲げる者(借受人等が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。)についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

(1) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

(2) 借受人等がその業務に関し監督する責任を有する者(前号の役員を除く。)として使用し、又は代理人として選任している者

4 明石市長は、借受人等から提供された情報を警察署長に提供することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

5 明石市長は、借受人等が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

6 明石市長は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は市の関係部署において相互に提供することができる。

(明石市長の解除権等)

7 明石市長は、借受人等が次のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は許可を取消すことができる。

(1) 役員等が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められ

るとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(解除等に伴う措置)

8 前項の規定による解除又は取消しに伴い、借受人等に損害が生じたとしても、借受人等は明石市長に対してその損害を請求することはできない。

(誓約書の提出)

9 借受人等は、明石市長に対し、この特約による契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 借受人等が暴力団等でないこと。

(2) 借受人等がこの特約の条項に違反したときには、契約の解除、許可の取消し、その他の明石市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(借受人等からの協力要請)

10 借受人等は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、明石市長及び警察署長に協力を求めることができる。

年 月 日

借受人等

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

印

誓 約 書

明石市暴力団排除条例（平成24年明石市条例第2号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、明石市長がこの誓約書の写し（法人の場合は、役員一覧表を含む。）を明石警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、明石市長が警察署長に下記1に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を明石市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は市の関係部署において相互に提供することについて同意する。

記

- 次の(1)から(3)までのいずれにも該当しません。
 - 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - 条例第2条第2号で規定する暴力団員
 - 明石市が所管する公有財産に係る事務からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者
- 上記1のほか、この誓約書に係る別添の「暴力団等排除に関する特約」の各条項に違反したときには、貸付けの解除、又は許可の取消し、その他の明石市長が行う一切の措置について異議を述べません。
- 貸付け、又は許可物件の使用に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、明石市に報告するとともに警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

年 月 日

明 石 市 長 様

住 所
(所在地)
氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

印

参 考 (1関係)

(1) 条例第2条第1号で規定する暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体

(2) 条例第2条第2号で規定する暴力団員、暴力団の構成員

(3) 明石市が所管する公有財産に係る事務からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者

別 表

暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

- 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為
- 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

役員一覧表（暴力団排除に関する特約第3項関係）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員等を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役社長	明石 太郎	アカシ タロウ	大正 昭和 平成 22年 2月 2日	(男) 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

参加申込様式

☆ きりとり又はコピーしてご使用ください。☆



申込先着順公有地貸付申込書兼誓約書

令和 年 月 日

この申込書を提出する日付をご記入ください。

明石市長 様

申込者

住 所

氏 名

印

電話番号

*法人の場合は氏名欄に商号及び代表者職氏名をご記入ください。

下記の申込先着順公有地貸付について、応募要領（告示文）及び契約書（案）の記載事項、明石市契約規則及び関係法規並びに貸付物件の現況について一切承知の上、関係書類を添えて申し込みます。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

- （1）指定暴力団員
- （2）指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （3）法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。
- （4）指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号を除く。）

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

記

貸付物件名	所在地 明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前 762 番 1、763 番 4
使用用途	平面駐車場

※下記には記入しないでください。

審査結果
適・否



(個人用)

申込要件誓約書

令和 年 月 日

この書類を提出する日付をご記入ください。

明石市長 様

申込者

住 所

氏 名

印

電話番号

私は、下記の申込先着順公有地貸付の募集にあたり、成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ていない者のいずれにも該当しないことを誓約します。また、下記の申込先着順公有地貸付の募集にあたり、次に掲げるすべての要件に該当していることを誓約します。

- 借受人として十分な資力、管理運営能力を有していること。
- 用途の指定、利用条件など契約上の特約を遵守できること。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。

記

貸付物件名	所在地
	明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前 762 番 1、763 番 4



(法人用)

申込要件誓約書

令和 年 月 日

この書類を提出する日付をご記入ください。

明石市長 様

申込者

住 所

氏 名

印

電話番号

*氏名欄には商号及び代表者職氏名をご記入ください。

私は、下記の申込先着順公有地貸付の募集にあたり、次に掲げるすべての要件に該当していることを誓約します。

- 借受人として十分な資力、管理運営能力を有した法人であること。
- 用途の指定、利用条件など契約上の特約を遵守できること。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

記

貸付物件名	所在地
	明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前 762 番 1、763 番 4



見 積 書

令和6年 月 日

見積の日付をご記入ください。

明石市金ヶ崎村財産区管理者
明 石 市 長 様

見積者 [法人の場合は氏名欄に商号又は名称並びに代表者氏名をご記入ください。]

住 所

氏 名

印

(印鑑証明書の印)

貸付物件名	明石市魚住町金ヶ崎字宮ノ前 762 番 1, 763 番 4
-------	--------------------------------

金額			十億			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

上記の件について、日本国の法令及び明石市契約規則を遵守し、応募要領（告示文）及び契約書（案）の記載事項並びに貸付物件の現況について一切承知の上、上記金額をもって見積もります。

<注意> ○金額は、頭に「金」若しくは「¥」をご記入ください。

○金額は訂正しないでください。

○押捺する印鑑について：

「申込先着順公有地貸付申込書」に押捺した印鑑登録済みの印を押捺してください。

